議　第　107 号

沼津市海岸法施行条例の一部改正について

沼津市海岸法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市海岸法施行条例の一部を改正する条例

沼津市海岸法施行条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表工作物の設置を伴うものの部広告板（掲示板を含む。）の項中「 690円」を「 770円」に改め、同部管線類の款外口径50センチメートル未満のものの項中「 150円」を「 160円」に改め、同款外口径50センチメートル以上のものの項中「 390円」を「 430円」に改め、同部漁業用施設の款小割式魚類養殖施設の項及びかき、のり等養殖施設の項中「９円」を「10円」に改め、同款その他のものの項中「90円」を「 100円」に改め、同部その他のものの項中「 300円」を「 330円」に改め、同表工作物の設置を伴わないものの部農地（樹園地を除く。）又は採草地の項中「９円」を「10円」に改め、同部その他のものの項中「 160円」を「 170円」に改める。

別表第２項の表砂、砂利、土砂の項中「 200円」を「 250円」に改め、同表栗石（れき）（控長が25センチメートル以下のもの）の項中「 230円」を「 270円」に改め、同表玉石（控長が25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの）の項中「 2,510円」を「 2,400円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に許可した占用に係る占用料及び土石の採取に係る土石採取料の額は、この条例による改正後の沼津市海岸法施行条例別表第１項及び第２項

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「提案理由」

市内における海岸保全区域の占用等に係る受益者負担の適正化等を図るため、占用料等の一部を改めるものである。